

両面印刷を指定します。(表面)

介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書

(あて先) 千葉市長

※裏面に必ず「承諾する内容」を印刷してください。

「承諾する内容」に同意できない場合には、申請を行わないでください。

千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱第2条第1項の規定に基づき、「承諾する内容」の記載事項に同意し、かつ、これを遵守することについて誓約のうえ、介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業所として登録することを申請します。

Table with 2 main sections: '申請者(設置者)' and '登録事業所'. Each section contains fields for name, address, contact info, and representative. Includes callouts for '設置者の代表者の印' and '登録する事業所の代表者の印'.

※個人事業主の場合等、申請者と登録事業所が同一のときは、登録事業所の名称～連絡先欄の記載は省略できます。

※新規申請の場合、登録事業所の登録番号は申請書に必ず記載してください。

※登録事業所の代表者職氏名・印欄に

更新の場合は、前回登録以後の変更事項の有無について再度確認してください(名称、所在地、代表者、振込先等)。変更届が未提出の場合は、更新説明会の前までに変更届出を行ってください。

更新の場合は記入不要

住宅改修費の指定振込先口座

Table for '住宅改修費の指定振込先口座' with columns for financial institution, branch name, account type, and account number.

両面印刷を指定します。(裏面)

片面印刷の場合は割印押印。

承諾する内容

- 1 介護保険の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令及び千葉市介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 市長が、要綱第3条第2項の規定により、介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所一覧（以下「登録事業所一覧」という。）に登録し、及び居宅要介護被保険者等に対し事業所に係る情報提供を行うこと。
- 3 要綱第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、市長は、事業所登録を取り消すこと。また、同条第4項に掲げる事項及び取消事由を公表すること。
- 4 千葉市が実施する新規説明会、更新説明会並びにその他住宅改修に関する研修会に出席すること。
- 5 市長が、要綱第9条第1項の規定により、口頭、文書又は実地による調査を行うこと。
- 6 居宅要介護被保険者等から苦情があった場合は、事実関係を確認するため、必要に応じて訪問等を行い、当該居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情解決に努めること。また、登録事業所及び設置者において処理し得ない内容についても行政窓口関係機関との協力により適切な対応を行うこと。